

# 諏訪流の鷹術伝承

— みさご腹の鷹説話をめぐつて —

二本松 泰子

はじめに

諏訪流の鷹術は、中世から近世において全国でもっとも普及した鷹術の一派である。もともとは信州・諏訪大社の贊鷹の神事に端を発するものであるが、それが全国的に隆盛したのは、たとえば、諏訪円忠が制作した『諏訪大明神画詞』に代表されるように、物語文学やそれに類した書物の介在による影響が大きい。しかしながら、先学における諏訪流の鷹術の研究は、神事に関わる儀礼の意義や狩猟実技としての価値が取り上げられるばかりで、その文学的営為に関わる諸問題についてはほとんど論じられてこなかった。わずかに『諏訪大明神画詞』の論考で触れられている程度である。<sup>(2)</sup>

そこで、本稿では、諏訪流の鷹術をめぐつて、それを象徴するような伝承の一例を取り上げてその背景を考察する。当派の文学的な伝承世界を辿ることによって、その伝播と隆盛を支えた文化的位相を明らかにする手がかりとしたいと思う。

## 一 「みさご腹の鷹」説話と諏訪流の鷹術伝承

さて、宮内庁書陵部蔵の『才覚之巻』（函号一六三一九二八）という鷹書のテキストの第五条には以下のような叙述が見える。

一 鷹のまかだ國よりつたわる事、そふよう元年八月三日に太國へつたはり候。日本へ渡る事は、仁徳天皇の八十七年をたもち給ふ、四十六年と申時、鷹に彼文書を相添て、日本へ渡さるれども、彼文書をよみひらく人もなし。其頃、大わう、鷹かひ兼光と云者を、日本へ渡し、彼鷹をかわせられて、愛し思召之處に、彼兼光、鷹をつかひ、御門の御目にかけ、扱其後、しきりに暇を申けり。御門、おしみ給ひて、とゞめさせ給へ共、唯かへらんと申。有公家の中より申さる、には、人を留るには女にしくはなし、と有ければ、御門げにもと思召。美人千人が中にすぐれたる、こちくと云女を下さる、。

彼女房に付て、唐人帰る事を忘れ、年月を送る程に、ほどなくもすめ一人もうくる。彼息女、十五になりし時、せひらひの卿を兼光がむこになし、十八の秘事、三十六の口傳、をしへけり。せひらひの卿の方より、唐人の方へ、種々のちやうろくを送らるゝ。唐人の方より返報とおぼしくて、狩しやう束を鷹の道具、相そへて送るとて、かくなん、

小ちくてふことをかたらばふえ竹の

ひとよのふしを人にかたるな

彼小ちくがむすめの名をば、よねみつと申。彼よねみつ清水

ぶつけいの時、有者、鷹を一つ持けるが、惣而鳥を取事なし。

鷹主、五條の橋の本に、ほこをゆひ、彼鷹をつなぎ、上下の

人のひはんを聞。彼よねみつ申には、鷹の鳥をとらぬも道理

也。母は鷹なれども、父はみさごに有間、魚をとらでは、鳥

を取べからず、と申。其せうとには、鷹のほこよりとび落る

が、此鷹はみさごに羽をつかふ程に、みさごの子也、と見申

也。水をあびせて御覧ぜば、ぬれべからず、と申。水をあび

せてみれば、あんのごとくぬれず。扱、彼鷹をいかやうにと

申。よねみつ、こたへて申やう、さらば川をぞにとつきて、

持たる犬を御尋候而、池へ入、鯉をとらせられ候へと申。二

首かくなん、

此浦にみさごにとつぐ鷹あらば  
をぞの子はらむ犬を尋ねて  
扱、をぞの子はらむ犬は、いかやうなるぞ、ととひければ、

よねみつこたへて申やう、をぞの子の犬、四まな」と云。さらばとて四まなこの犬を尋ねて、しんぜむゑんと云池へ入て、鯉をさがさせて、彼鷹を合てみれば、相違なく鯉を取也。口餌には、

はし鷹のますかきの羽を飛ときは

波まの鯉もあらわれにけり

其後、鷹、鷹なき間、鷹に口ゑなし、鯉に口餌有とは、彼ひ

みつあり。女房はせひらひが家主なり。

右によると、まず、前半部分に叙述されるのはいわゆる鷹の伝来

説話である。すなわち、鷹はまだ國より「そふよう」元年八月

三日に太國に伝わったという(「そふよう」の年号については未

詳)。その後、仁德天皇四六年にも鷹と鷹書が日本に伝えられた

が、鷹書を読むために、「兼光」という鷹飼が日本へ遣わされた。

「兼光」は鷹遣いの技術を御門の御目にかけた後、帰國を望むが、

御門はそれを惜しんで「こちく」という美女を与える。やがて、

「兼光」と「こちく」の間には「よねみつ」という娘が生まれる。

「よねみつ」が一五歳になつたとき、「せひらひの卿」を婿にして

十八の秘事と三十六の口伝を伝授した。「せひらひの卿」は「兼光」

に贈り物を進呈し、その返報に「兼光」は狩装束と鷹道具と和歌を贈呈する。

これに次いで叙述されるのは、「彼小ちくがむすめ」の「よねみつ」についての活躍譚である。すなわち、「よねみつ」が京都

の清水寺に参詣したとき、有者の持つてゐる鷹が鳥を捕らないの

で五条橋につながれていたといふ。「よねみつ」はその鷹について、母は鷹で父はみさごという素性を見抜き、まず魚を捕らなければ鳥を捕らないことと、水を浴びせても濡れないことを進言した。試しに水をかけてみると、果たして彼女の進言通り、そのみさごの子の羽はぬれなかつた。さらに「よねみつ」は川瀬に嫁いだ犬が産んだ子とともにみさごの子を池へ入れて鯉を捕らせればよいこと、その川瀬と犬の合いの子は四まなこを持つ事などを述べ、和歌を詠む。この進言についても、やはりその通りの結果となつた。最後に、鯉に口餌有云々の秘伝と、「よねみつ」が「せひらい」の家主であることを記している。

以上の叙述において、前半部分に見える鷹の伝来说話は、多数の鷹書類に種々の類話が掲載されており、それぞれのテキストの属性を示す伝えとなつてゐる。すなわち、各派のアイデンティティに関わる重要な伝承といえるものではあるが、「才覚之巻」に見える当該説話は、普遍的に知られているいくつかの鷹の伝来说話と比較して、特に際立つたモチーフなどの異同は見られない。が、後半において、渡来人の娘の「よねみつ」が叙述されている活躍譚へと統く構成は極めて特殊であり、注意される。同様の構成を持つ類話は、諏訪・大宮流のテキストである『啓蒙集』に見られるのみで、その他の鷹書類にこのような筋立ての類話は見られない。ちなみに、『啓蒙集』は「才覚之巻」とその叙述内容が全般的に類似しており、両書の間には強い影響関係が予想される

ものである。

ところで、『才覚之巻』は、卷首題に「鷹書才覚之巻抄出」と見え、奥書等は記されていない。戦前の宮内省式部職が編纂した『放鷹』によると、かつて宮内省には、禰津松鷹軒から伝えられたという奥書を記す松岡本『才覚之巻』が所蔵されていたといふ。

この禰津松鷹軒（禰津政直）とは、戦国時代の末期から江戸初期にかけて活躍した諏訪・禰津流の鷹飼で、『柳庵雜筆』第二巻によると「松鷹軒の弟子に、屋代越中守、吉田多右衛門家元、熱田鷹飼伊藤清六、小笠原某、羽根田某、横澤某、荒井豊前守、平野道伯等の数人あり、皆新得發明する所ありて、各一家をなす、是鷹飼流派の大概なり」と、松鷹軒からたくさんのが弟が出てそれが一派をなした、と記されている。松鷹軒は徳川家康に取り立てられ、それ以降近世を通じて幕府の職制としての鷹飼は代々諏訪の禰津流が継承することになった。このように彼の活躍を契機として諏訪・禰津流の鷹術は一層の隆盛をする。それに伴つて諏訪流の鷹術書も多数制作されるようになった。実は、現存する諏訪流のテキストのほとんどは松鷹軒以降に制作されたものである。その中で、やはり当派の中興の祖である松鷹軒の著した鷹書類は、諏訪流の基幹となるテキストとして重要視される。が、その松鷹軒伝来の奥書を持つ『才覚之巻』は現存していない。ただし、『放鷹』が紹介している松岡本『才覚之巻』に記載されているという諏訪流の系譜とほぼ同じものが「鷹書才覚之巻抄出」の卷首題を持つ方のテキストの末尾にも掲載されている【系図参

説話について取り上げ、主に諏訪との関わりをめぐってその伝承世界について検討してみる。

## 二 「みさご腹の鷹」説話と非持

照。その系譜とは、諏訪の四仏（不動、普賢、毘沙門、觀音）から始まつた鷹術が三国伝来し、本朝においては「大國の住人兼光」を経てその娘の「よねみつ」と「よねみつ」の夫とされる「政頼」に伝えられ、諏訪流の鷹術として広まつていったとするものである。当派の由来を示す重要な系譜について、ほとんど同じ記載を有する両書は極めて近いテキスト同士であつたことが予想される。あるいは、松岡本「才覚之巻」の抄本が、巻首題の示すとおり「鷹書才覚之巻抄出」のテキストであるかもしれない。松鶴軒の著作に近い諏訪流のテキストであることは認められよう。

少なくとも、現存する「才覚之巻」（「鷹書才覚之巻抄出」）が、松鶴軒の著作に近い諏訪流のテキストであることは認められよう。さて、その「才覚之巻」の巻末に記載されている鷹飼の系譜によると、「よねみつ」の注記に「是より又一流有。此流何をもしやうそくはなやかにするなり」と見え、彼女も諏訪流の一派の祖とされている。つまり、「才覚之巻」に見える後半部分の「よねみつ」活躍譚は、みさごから生まれた鷹のモチーフを引用して、諏訪流の鷹術の一派についての始源を説く始祖伝承となつていて、これが理解できる。先に述べたように、「才覚之巻」は松鶴軒の著作に近いことが予想されることから、諏訪流のテキストの中で最も特に重要なものと判じられ、同書に記載されている諏訪流の一派の始祖伝承もまた、当派の根源を示す基幹的な伝えとして、やはり重視するべきものであろう。

そこで、次に、この諏訪流の始祖伝承とされる「みさご腹の鷹」

この「みさご腹の鷹」について、管見におけるもつとも早い例としては、「古今著聞集」卷第二〇・魚蟲禽獸第三〇「六七八ひぢの検校豊平善く鷹を飼ふ事」の以下の説話が挙げられる。

一条院の御時、御秘藏の鷹ありけり。但いかにもとりをとらざりけり。御鷹飼ども面々にとりかひけれども、すべて鳥に目をだにかけざりければ、しかねて、件鷹を、粟田口十禪師の辻につなぎて、行人に見せられけり。もしをのづからいふ事やあるとて、人をつけられたりけるに、たゞの直垂上下に、あみ笠きたるのぼりうど、馬よりおりて、この鷹を立廻くみて、「あはれ逸物や。上なきものなり。たゞいまだとりかはれぬ鷹なれば、鳥をばよもとらじ」といひて、すぐるものありけり。其時鷹飼いで、彼行人にあひて、「只今たまはせつる事すこもたがはず。これは御門の御鷹也。しかるべくは、とりかひて、觀感にあづかり給へ」といへば、このぬし、「とりかはん事いとやすき事なり。われならでは、此御鷹とりかひぬべき人おぼえず」といへば、「いと希有の事也、すみやかにこのよし觀聞にいるべし」とて、やどくは

しく尋き、て、御鷹すゑまいりて、このよし奏聞しければ、  
叡感ありて、則件男めされ、御鷹をたまはせけり。ゑて  
まかり出で、よくとりかひて、まいりたり。南庭の池の汀に  
候て、叡覽にそなへけるに、出御の後池にすなごをまきけ  
れば、魚あつまりうかびたりけるに、鷹はやりければ、あは  
せてけり。則大なる鯉を取てあがりたりければ、やがてとり  
かひてけり。御門よりはじめてあやしめ、目を驚かして、そ  
の故をめしとはれければ、「此御鷹はみさご腹の鷹にて候。  
先かならず母が振舞をして後に、父が芸をばつかうまつり候  
を、人そのゆへをしり候はで、いま、で鳥をとらせ候はぬな  
り。この、ちは「もよもにがし候はじ。究竟の逸物にて候也」  
と申ければ、叡感はなはだしくて、所望何事がある、申さむ  
にしたがふべき由、仰下されければ、信濃国ひぢの郡に屋  
敷・田園などをぞ申うけける。ひぢの検校豊平とはこれが事  
なり。大番役にのぼりけるときの事也。

これによると、一条院の御時、院のご秘藏の鷹が鳥を一切捕らな  
いので「栗田口十禪師の辻」につながれたという。「ひぢの検校  
豊平」がそれを見て、逸物たる素養を見抜き、必ず鳥を捕らせる  
ことを約して、これを遣うべく下賜される。そして、約束どおり、  
豊平はこの鷹に鳥を捕らせ、院をはじめ、見るのは耳目を驚か  
せる。豊平はこれがみさご腹の鷹であることから、まず魚を捕ら  
せた後に鳥を狩らせるべきで、そうすれば究竟の逸物となりえる

ことを申し述べる。叡感に預かれた豊平は、その褒賞として「信  
濃國ひぢの郡に屋敷・田園など」を賜領されたと叙述されてい  
る。

この「古今著聞集」の説話には「兼光」「よねみつ」の名前を  
はじめ、「諏訪」に関する事項を直接明記するような叙述は一切  
見出せない。そもそも、「才覚之卷」では「よねみつ」とされる  
「みさご腹の鷹」を遣う鷹飼が、本話では諸注において伝未詳と  
される「ひぢの検校豊平」となっている。「検校」は莊園の管理  
者の意であろう。ただ、伝未詳の人物とはい、「ひぢ」の地名  
の検校を名乗っていることや、先に確認したように「信濃國ひぢ  
の郡」に所領を賜つたと伝えられることから、「信濃國ひぢの郡」  
に所縁深い人物であることは推定できよう。

では、この「信濃國ひぢの郡」についてであるが、日本古典文  
学大系「古今著聞集」の五一二頁頭注によれば「長野県伊那郡美  
和村字非持」とされ、新潮日本古典集成「古今著聞集・下」の三  
六四頁頭注には「信濃國は国府の置かれた筑摩郡以下十郡に分か  
れるが「ひぢの郡」はない。現在の長野県上伊那郡長谷村に「非  
持」の字名が残る」と記されている。両書の注が比定している場  
所は、現行の行政で長野県伊那市長谷非持に相当する。当地は長  
野県の南信エリアで、東は赤石山脈（南アルプス）に接し、西は  
天竜川支流の三峰川を境とする場所にある【地図参照】。その旧  
長谷村の字非持には、「ひぢの検校豊平」に関する遺跡といつ  
かの在地伝承が伝えられている。

その在地伝承の一つとして、たとえば、高遠藩士である葛山源吾兵衛が、安永八年（一七七九）に著した地誌である『木の下蔭』「人の巻」<sup>8</sup>に、

信濃地名考に言う、著聞集に一条院御秘藏の御鷹ありけり、いかにも鳥をとらざりけるを、よくとりかひまゐらせしを、叡感のあまり所望申さんしたかふべきよし仰せ下されければ、信濃国ひぢの郡に田園をぞ申しうけける。群に作るし。ひぢに在る郡の字。

の検校豊平とは、是が事なり、大番役に登りける時のことなりと云て、今按するに高遠の辺に非持てふ村見ゆ、其地なるべし、世に云、根津甚平依田豊平が鷹術の秘は、出羽守成し源斉頼より伝ふといふ其人なるべし。下略。

という伝えがみえる。これによると、『著聞集』に見える「ひぢの検校豊平」が賜つた領地が高遠の辺にある非持に比定されている。さらに、「根津甚平」とともに「依田豊平」の鷹術が「齊頼」よりの伝来であることも記す。この「根津甚平」とは諏訪流の代表的な鷹飼で（後述）、「齊頼」とは平安時代後期の伝説的な鷹飼である源政頼のことかと思われる。一方の「依田豊平」とは、『長谷村誌』第三卷「歴史編 下」によると、『尊卑分脈』第三篇「清和源氏」<sup>9</sup>満快流の信濃源氏・為公の孫に「依田小三郎 豊平」と見える人物を想定している。この人物は、伊那市長谷非持の池上家所蔵『池上氏系図』<sup>10</sup>にも記載されている。同系図によると、

豊平の子息である「豊明」が「非持小太郎」と称されて以降、同氏の嫡流は代々非持を名乗つており、非持の地に蟠居した一族であることがわかる。さらに、同系図によると、天文一八年（一五四九）に武田信玄の軍勢と戦つた高遠氏配下の「非持三郎」（『高遠記集成』上巻「武田勢畠城附御岳権現靈験」など）や天正一〇年（一五八二）の織田信長の武田攻めの際に、仁科五郎に随つて戦死した「飛志越後守」（信長公記）一五なども同氏の末裔であるという。なお、この非持越後守（豊氏）の子息である光氏以降、姓を非持から池上に改めたという。

また、同じく「尊卑分脈」第三篇「清和源氏」満快流によると、「依田小三郎 豊平」の同族に「諏訪盛重」がいる。この人物は、「諏訪家譜」（其の二）に「盛重 始号諏訪太郎 右兵衛尉 法名蓮仏始而号諏訪氏」と記されるように、諏訪氏の祖とされる。この諏訪氏は、諏訪の上社の神職に携わる一族である。さらには、同系図によると、盛重の子孫に諏訪・高遠氏の始祖である「信員」がいる。この信員とは、高遠城を創設し、居城とした人物でもある。非持は、武田氏によつて高遠氏が滅ぼされるまで、同氏の支配をうけた。

以上のように、非持における豊平伝承に「依田豊平」を関わる地元の伝えは、非持の地に代々居した依田流の非持氏一族の存在とひびきあうことが予想されよう。

その他、高遠藩の儒官である中村元恒が、文化九年（一八一二）に著した『伊那志略』卷之六「入谷」にも、「ひぢの検校豊平」

にに関する以下のような伝承が見える。

墳墓 非持検校豊平墓

平見羽子氏族下

(中略)

氏族 (中略) 非持検校豊平

著聞集曰、名於、褒其善實、賜其爵號、非持也。是也。晚、伊安、柳津貞、理善、黃書

非持、柳津貞也。

これによると、当該の非持には豊平の墓があるという。さらに、『著聞集』の「ひちの検校豊平」が賜領された土地をやはりこの「非持」の地に比定する伝えと、豊平が出生羽国司齊頼すなわち源政頼の子息で、晩年には禰津貞直すなわち禰津神平と姻戚関係を結んだという伝えとを併記している。ここに記されている豊平と政頼・貞直との関係は、もとより史実に基づくものではない。そもそも禰津神平は、『諏訪大明神画詞』「信州滋野氏三家系図」などに見えるように、諏訪大社の大祝家の一族に連なる人物で、鷹飼の名手であった。保元平治の合戦にも参じたという。中世には、諏訪流の鷹術は彼を祖と仰ぐ伝えが広く流布し、当派の象徴的な人物となつた。このように、非持の豊平伝承に、諏訪・禰津流の鷹飼に関わる内容が見えることは注意される。先に述べた「依田

豊平」の伝承にしても、当該の依田氏は諏訪氏とつながる一族であった。非持における検校豊平の在地伝承には、諏訪との関わりが無視できないことが指摘できよう。

そもそも、非持の地は、諏訪市にある諏訪神社上社の前宮から杖突峠を経て約二〇キロ南に進んだ場所に位置し、秋葉街道の出発点になる高遠の的場のすぐ南にある。二〇キロというのは、諏

訪を出発してから大人の足で歩くとだいたい一日で到着する距離である。上社から杖突峠を越え、秋葉街道を南下する行程において非持は重要な基点であつたことが想像されよう。秋葉街道とは、高遠的場と飯田八幡から青崩峠を経て遠州に入り、掛川に至る道である。この道は、柳田国男が諏訪社に奉仕するものたちが通つた道として「諏訪路」と称したとおり、街道沿いに諏訪の分社が点在し、諏訪信仰の強い影響下にある。非持の地を南北に貫く秋葉街道にも、諏訪社が鎮座している。<sup>15</sup> ちなみに、この諏訪社を勧請したのは、非持の検校豊平とする在地の伝えもある。<sup>16</sup> また、前掲の『伊那志略』に記されている検校豊平の墓も、同じく非持の秋葉街道沿いに、この諏訪社と数百メートル離れた場所にある。

以上のように、「ひちの検校豊平」所縁の非持の地とは、諏訪社との関わりが窺われる場所であった。次節では、その具体的な関わりについて確認してみることにする。

### 三 非持と諏訪

さて、『吾妻鏡』文治二年（一一八六）三月一二日条によると、

<sup>18</sup>

十二日庚寅。（中略）又関東御知行行国々内及貢未済庄々注

文被下之。今日到来。召下家司等可加催促給上之由

云々。

注進 三箇国庄々事

下總信濃越後

(中略)

信濃国

(中略)

黒河内藤澤

無主ノリ可レ之由今度御地之御進山  
御方ノリ可レ社領仍不附國御進山

令レ勤仕御狩。且可レ令レ修造拝殿之状耳敢不レ可レ及遲  
々。大明神者。以神主大祝下知。為御宣事也。何背其  
下知哉。返々不当也。

元暦三年十一月八日。

と見える。これは、鎌倉幕府が関東の知行国のうち、年貢が納められていない庄園に対し催促をした際の記事である。これによると、信濃国の「黒河内藤澤」という土地の庄号がないので尋ね搜したところ、新たに諏訪の上社・下社の神領となつたので国衙の進止に随わなくともよいことが記されている。また、同じく『吾妻鏡』文治二年一月八日条では、

八日辛亥。藤澤余一盛景依諏訪方大祝訴。去比蒙御氣色。今日所レ預厚免也。是盛景於御奉寄地黒河内藤澤。抑留御狩。妨拝殿當作之間。就愁申及此儀訖。而祝申云。藤澤は、藤澤余一盛景が諏訪大祝神に寄進したところであるが、余一盛景は勤めを怠つて、恒例の御狩を抑えとどめ、拝殿の造営を妨げたのを神慮に違うとして大祝氏が幕府に訴えているものである。この黒河内とは、『伊那志略』卷之六「入谷」に「入

谷東麓所謂黒河内。藤井社領者是地也。」とあり、非持が属した入谷郷について、それが『吾妻鏡』にいうところの「黒河内」という地域に相当するという。入野郷の領域は、江戸時代の高遠藩によつて三峰川上流及び山室川の谷と定められたが、それがそのまま「黒河内」の全域に比定できるかについては未詳。<sup>19</sup>一般に、中世の「黒河内」は、現在の黒河内地区を中心として三峰川流域沿岸の谷全体を含んだ地域とされている。<sup>20</sup>いずれにしても、非持はこれらの黒河内の比定地域に含まれる。それならば、右に挙げた『吾妻鏡』に見える二つの記事が示すように、黒河内が鎌倉時代より諏訪の神領であつたことから、非持もまた当時に於いて諏訪社の神領であつたことが判じられる。しかも、右掲の『吾妻鏡』文治二年一月八日条の記事によると、「於御奉寄地黒河内藤澤」

下 信濃国黒河内藤澤

可レ令早任先日御下文旨專隨大祝下知。權社神事等上事。右件兩郷。御寄進諏訪大明神之外。全無他勤。而余一盛景已忘本跡。抑留恒例之御狩。忽緒拝殿造営之由事。以彼対捏之時。無左右雖可レ令レ改レ之。早任先例。且

「抑留御狩」と記されていることから、黒河内が諏訪社の御狩の神事に関わる場所であることも認められる。

また、『上諏訪造営帳』によると、

天正六年(戊寅)二月吉日

上諏訪方御殿御大鳥居御造営帳

(中略)

伊那郡  
一楓宮 比地・山室之役 同所称宜 近年退転、

とあり、天正六年(一五七八)二月に諏訪上社の楓宮の造営の役を担つた神領として伊那郡の「比地」が挙げられており、諏訪社の神領として「非持」そのものの地名も確認できる。

なお、非持の地形が諏訪上社の前宮を起点にする秋葉街道沿いにあるという状況も鑑みると、当地は諏訪の上社系の神領に属する可能性も予想されよう。

ところで、右掲の『吾妻鏡』文治二年一月八日条に見える大祝氏は、先に触れたように瀬津神平もその一族に連なる諏訪の神官で、御狩の神事をはじめ、贊鷹の神事にも携わつたとされる。同氏の系図である『神氏系図』によると、神平貞直の祖父の弟に当たる「敦家」に「検校 上伊那郡住 鷹上手」という注記が見える。この敦家が住んだとされる「上伊那郡」は、非持の属するところであり、神平より一世代前の人々といふことから、「一条院の御時」の豊平とかろうじて時代が重なる。しかも鷹の名手と

いう。非持が諏訪社の神領であつたことを踏まえると、非持の検校豊平は、この大祝敦家になぞらえて創り出された可能性も考えられる。

以上のように、信濃国の非持は中世において諏訪社の神領で、しかもそれは御狩の神事と関わるものであつた。さらに、「非持の検校豊平」は、諏訪社の神官である大祝氏の一族で、上伊那郡の検校である鷹飼の名手「敦家」が、そのモチーフに影響していける可能性も予想される。「みさご腹の鷹」説話は、本来、このようないい非持の在地伝承に端を発していることが考えられる。それを、「古今著聞集」では、諏訪との関わりを明らかにしないまま、「非持の検校豊平」の説話として採り込んだものであろう。

#### 四 「みさご腹の鷹」説話と類話

このように、信濃国非持の在地伝承に端を発した「みさご腹の鷹」説話であるが、京都においてもよく知られていたものらしく、『古今著聞集』以外にも種々の類話が確認できる。

まず、京都・公家流の鷹術を担つた西園寺家の鷹書で、応長二年(一三一二)の奥書を持つ伝本がある『西園寺家鷹口伝』には、以下のような類話が見える。

是は、鷹のこい丸と云事  
一 鷹のこい丸と云事

う時、先魚をとらする也。其時水の中へ犬を入れとる。其池は神前の池也。其時の御哥奥に有。

一 おそにとつきて生たる犬をもちて此鷹をとりかう。おそとは、河おそ之事也。此犬大津の浦よりたつねいたせり。しなの、ねつの神平、是をつかう。神平政頼卿の聟なり。御幸成てこれを叢覧あり。一條院の御時の事なり。此鷹には口傳多。

（立命館大学図書館西園寺文庫蔵『西園寺家鷹口伝』  
〔函号二二〇〕第五一条・五二条）

此時鱗丸を名く。河をそにとつきて姫たる犬を以て此鷹をとりかふ。此犬、大津の浦にて訪出せり。其時の鷹しやう信野のねつの神平也。清頼卿のむこ也。御かと御幸なりて、ゑいらんありき。一條院の御時か。此鷹には口傳多也。

（立命館大学図書館西園寺文庫蔵『西園寺家鷹秘伝』  
〔函号一九三〕「雜々通用の詞」第二十四条）

これによると、みさごとの間に生まれた鷹について、まず魚を捕らせること、そのとき、水の中に川鷹との間に生まれた犬を伴つてその鷹を遣うことが叙述されている。そして、それらの鷹と犬を遣つたのは、信濃国の禰津神平であったという。ここでは、神平は政頼の聟とされている。これもやはり史実を無視した荒唐無稽な系譜であるが、だからこそ逆に、この類話を特徴づけるモチーフの一つとして認めることができよう。

いずれにせよ、同書の伝本に見える奥書の年代（応長二年）を信するならば、「みさご腹の鷹」説話と諷訪（禰津神平）を結びつけた最初の類話ということになる。

また、同じ西園寺家の鷹書で、明徳元年（一三九〇）の奥書を持つ『西園寺家鷹秘伝』にも以下のような類話が見える。

一方、禰津神平とは明らかに無関係であることを示す「みさご腹の鷹」の類話もある。たとえば、嘉曆二年（一三三二七）に二条道平が著したとされる『白鷹記』には、

一 鷹に鱗丸と云名あり。

此鷹みさごにとつきてまつたる鷹なり。此鷹をかう時は、先魚をとらする也。其時水の中へ犬を入れとらする也。件の鷹を神泉苑の池にてつかはれきその時の御歌

「あら磯のみこの巣鷹を取かふにおその子はらむ犬を訪

て

抑上古の名鷹は。天智天皇の磐手野守。延喜聖主の白兄鷹。

一條院の鳩屋赤目みさごはら。小一條院の藤花韓卷藤澤山娥等也。近比世并せる奇鷹あり。爰に信濃國禰津の神平奉る所の白鷹。その相鷹経にかなへるのみならず。その毛雪じろと云べし。まことに楚王の鷹をおとせる良鷹にことならず。

とある。これは、禰津神平の奉つた白鷹が、歴代の名鷹に比肩する良鷹であることを述べている部分である。ここで引き合いに出されている代々の名鷹の一つとして「みさごはら」が見え、禰津神平の鷹とはされていない。諏訪と乖離した叙述となっている。「みさご腹の鷹」説話は、諏訪との関わりを明記するものとそ  
うでないものとが混在しながら京都で流布していたことが窺われ  
よう。

これによると、鳩屋、歴代の名鷹が列挙されている中に一条院の御鷹として「鷦鷯腹」の名前が見えるほか、みさご腹の鷹と川瀬腹の犬の組合せで鷹歌が一首、詠みおかれている。みさご腹の鷹が魚を獲る逸話などの詳しい説明は見えない。諏訪と無関係である由が明記されているわけではないが、諏訪と結び付けられた叙述がされているのでもない。

また、文亀三年（一五〇三）に持明院基春が著したとされる「鷹経并疑論」の記述には、

或問。代々ノ奇鷹アルニヤ。

答云。（中略）人皇六十六代一條院御譯即位七才。此御時ハ鳩屋。出羽國平賀。赤目。鷦鷯腹。ナリ如此名鷹アリ。（中略）又云。鷦鷯腹ト云ハ鷦鷯ト、ツギテ生タル鷹ナリ。神泉苑ノ池ニテ鯉ヲ取テヨリ鯉丸トモ号スル也。又此トキニ鰐丸トテ鰐ト、ツギタル犬ヲ奉ケル。江州大津ヨリ出タリト。哥云。

アライソノ鷦鷯ノ巣タカトリカヒテ鰐ノ子姫ム犬ヲ尋テ

と見える。これによると、右と同じく一条院の名鷹の一として「鷦鷯腹」ナリが挙げられ、神泉苑にて鯉を獲つた逸話と川瀬腹の犬である鰐丸との組合せが記載され、さらにはみさご腹の鷹と

鷦鷯腹ノ鷹、鰐腹ノ犬ト云事アリ。  
磯乃山鷦鷯乃巣鷹取飼伴鰐乃子孕犬飼辺志

川瀬腹の犬とを詠み込んだ、くだんの鷹歌も挙げられている。この類話もまた、必ずしも諏訪から乖離した叙述と確定はできないものの、少なくとも諏訪について一切触れられていない。その他、永禄二年（一五六〇）より以前に下毛野武氏の弟子である松田宗岑が著した往来形式の鷹書『蒙求臂鷹往来』「左京大属某 謹上 大府侍郎」の条<sup>29</sup>にも、

將又就此犬所預給之蒼鷹。不慮獲鯉候畢。希代事哉。偏可謂鯉丸者乎。昨日於神泉苑邊。令放伴鷹於鴨候之處。鴨早數入水。浮沈依不得起。犬入水底令獵之。鴨者隱蒲館。鯉者浮水上處。鷹則獲之也。同道之輩。頻可令掠之由雖効之。太賞之令取飼也。貴慮難量者哉。鷹腹以來者未聞如此鷹。是亦鷹巢鷹候歟。犬者全不異瀬丸。雖逢戈不可超越此犬哉。近頃者依洪水。禹鱗浮所々池水。莫不游泳。一日被臂彼鷹。重可被令獲之。此等趣可得御意。

とあり、神泉苑の水辺において活躍する名鷹と名犬の例として、「鯉丸」や「瀬丸」の名前が挙げられているが、同書も櫛津神平や諏訪についての記述は見えない。

以上に挙げたように、「みさご腹の鷹」説話の類話のうち、諏訪との関わりを叙述する比較的早い例としては、「西園寺家鷹口伝」『西園寺家鷹秘伝』が挙げられる。西園寺家の鷹書類は、本説話に限らず、諏訪に関する情報を積極的に採りこむ傾向がある。<sup>30</sup>

このような西園寺家の鷹書が有する諏訪への志向性と、前節で確認した「みさご腹の鷹」説話の本来の素性—諏訪の神領である非持の在地伝承—とが響きあつた結果、櫛津神平が登場する「みさご腹の鷹」説話が、新たに諏訪の鷹術伝承として再生産されたものであろう。

このような櫛津神平のモチーフを持つ「みさご腹の鷹」の類話については、たとえば、立命館大学図書館西園寺文庫蔵『鷹秘伝書』（函号二〇六）第二八条に、

一 鷹丸といふ鷹在。鳥をとらす。□に水鳥に神泉苑の池の邊にて、合せたり。鳥を居□水くゝりたる事、魚のことし。鷹、魚を捉たり。鷹かとつきてまうけたる鷹なり。又、江州大津の浦にて、かわをそにとつきてうえたる犬あり。是をそゑ此鷹をつかふ也。

哥に、あら儀にみさこの巣鷹取かふに おそその子はらむ犬をたつねにける

諸により、みさこの丸と名付たり。桚津神平、これをつかふせいいらいの公の智也。御幸有て、是をゑい覽有。一条院御時也。

とある。同書は、西園寺実晴の名前が記載されていることから、近世以降の成立と考えられるが、作者は不明で属性未詳の鷹書である。

ある。右に見える「みさご腹の鷹」説話は、川瀬腹の犬との組み合わせとなつており、禰津神平が「みさご丸」を遣つたとするモチーフも見える。鷹の名前などに若干の異同はあるものの、全体の筋立ては、西園寺家の鷹書類とよく似ている。神平を政頼の婿とするモチーフが見えることも、西園寺家の類話と近似する態を裏付ける証左といえよう。さらに、立命館大学図書館西園寺文庫蔵『政頼流鷹方事』（函号二〇七）にも、

一一 こい丸と云鷹の大事。

一 鷹をこい丸と云子細の事。みさこととつかいたる鷹なり。此鷹子をなし、取飼時は、まつ初は魚をとらするなり。其時、水の中へ犬を入れ巢追出させ、鷹にとらする。其池は、神泉苑の池也と傳と云也。

一 川瀬にとつぎて生たる犬を以て此鷹を取飼也。瀬とは、川瀬の事也。此犬、大津の浦にて尋出せり。信濃國根津神平、正頼智也。御幸なつて是を収覽（エイラン）に入ての事也。此鷹に口傳多し。

と見える。同書は、宮内庁書陵部蔵の『政頼流鷹方之書』（函号一六三一・三三二）の異本で、奥書に「右根津甚平以本寫之者也」と記載されており、諏訪流の影響が部分的に窺える鷹書である。<sup>28</sup>また、立命館大学図書館西園寺文庫蔵『鷹秘抄・二架事』（函号一九九）添付の「寛政八年四月十六日付西園寺家鷹書目録」の

中に「政頼流鷹方事」が見えることから、寛政八年（一七九六）にはすでに、西園寺家に所蔵されていたことが確認できる。一方の宮内庁書陵部蔵本の奥書には、禰津神平の名前は記載されておらず、正徳四年（一七一四）の書写である由が記されている。この類話もやはり、みさご腹の鷹である「こい丸」と川瀬腹の犬との組合せとなつており、大筋において西園寺家の鷹書類と大きな異同はない。そして、みさご腹の鷹と川瀬腹の犬との関連は説明されていないものの、「信濃國禰津神平」の名前も挙げられ、これまで政頼の智と説明している。当話もやはり、西園寺家の鷹書類を溯源とする「みさご腹の鷹」の類話であることが想像されるものであろう。

おわりに

以上において、諏訪流の鷹術を象徴する伝承として、宮内庁書陵部蔵『才覚之巻』に記載されている当派の始祖伝承としての「みさご腹の鷹」説話について取り上げ、その伝承背景を考察してきた。

まず、「みさご腹の鷹」説話の文献上の初見である『古今著聞集』の類話が、信濃國の非持に所縁深い叙述となつていて注目した。非持は鎌倉時代から諏訪社の神領で、しかも御狩の神事と関わる土地であつたことから、当地と関わる「みさご腹の鷹」説話は、諏訪の信仰文化圏である非持の在地伝承であることを明

らかにした。次いで、その「みさご腹の鷹」説話を諏訪（禰津神平）と結び付けるモチーフの類話が、西園寺家の鷹書を原拠として種々の鷹書類に展開されていることを確認した。『才覚之巻』の類話も、それと連動していることが予想される。

中世以降、他の派を席捲して全国的に隆盛した諏訪流の鷹術には、背後にこのような伝承世界が控えていたのであつた。すなわち、諏訪の在地伝承と交錯する鷹書類を媒体として、物語伝承としての諏訪を発信するという経緯が、諏訪の鷹術伝播の大きな原動力になつていていたと推測されるのである。

天光二年二月二日に、はくさいよりまかた国へ鷹はたるなり。

【此国にては鷹をくちと云】  
たひ國の王・黒

さうよう元年八月三日に、まかた國へ鷹渡る也。

【此国にては鷹と云也】  
あし原國の王・白

太唐より此國へ鷹渡る事、仁德天皇の八十七年をたもち給ふ。四拾六年と申正月三日也。

【系図】

宮内庁書陵部藏『才覚之巻』巻末

一 鷹つかひ出し系図の事

一 不動

一 普賢

一 毘沙門

一 観音

【彼国にては鷹を見たらと云】  
はくさい國の王・白

【鷹の薬物】  
ふ人  
あかたまん  
むらさかん  
万病ちけ  
ふしの薬

是鷹の本地。又鷹の師にも成給ふ  
也。

普賢觀音は諏訪の本地なり。

【彼国にては鷹を見たらと云】  
はくさい國の王・白

太唐より鷹と彼書を相そへて、我朝へ渡ざるれとも、彼書をよみひらく人もなし。其比、大王鷹飼兼光と云者を日本へ渡し給ふ。彼兼光を相留め、せいらひの卿むこになり、十八の秘事三十六の口傳狩しやう束をゆるさる、也。其外四佛の巻に細にしてるすなり。

【此国にては鷹と云】  
太國之住人兼光・黒

我か朝にて、鷹と云によりをくに  
もおうくとよふなり。鷹と云字、  
おうのこゑなるゆへなり。

よねみつ・黄

兼光かむすめ政頼か家主なり。

(4) 『放鷹』(宮内省式部職編、吉川弘文館、一九三一年一月)。

是より又一流有。此流、何をもし

やうそくはなやかにするなり。

(5) 日本隨筆全集第七卷『柳庵雜筆』。

(6) このあたりの経緯については、寺島隆史「近世大名になつた祢津氏」(中世末から近世初頭にかけての祢津氏の

動静)、「千曲」(四六号一九八五年)などに詳しい。

(7) 日本古典文学大系『古今著聞集』。

(8) 『長谷村誌』第三卷「歴史編 上」第三篇第一章第一節

(長谷村誌刊行委員会編、一九九七年九月)所収。

(9) 国史大系『尊卑分脈』第三篇。

(10) 『長谷村誌』第三卷「歴史編 上」第三篇第一章第一節所収。

(11) 『新編信濃史料叢書』第八卷所収。

(12) 『信長公記』(新人物往来社一九九七年四月)。

(13) 『諏訪史料叢書』第五卷所収。

(14) 『新編信濃史料叢書』第三卷所収。

(15) 柳田国男「東国古道記」(定本柳田国男集)第二卷所

収。

(16) 元禄四年四月「非持村諏訪神社改帳」(『長谷村誌』第三卷歴史編上所収『南非持・上垣外文書』)。

(17) 「信州伊那入野谷の伝承」「非持の栎の木」(黒河内谷右衛門著、甲陽書房刊、昭和五〇年一月)。

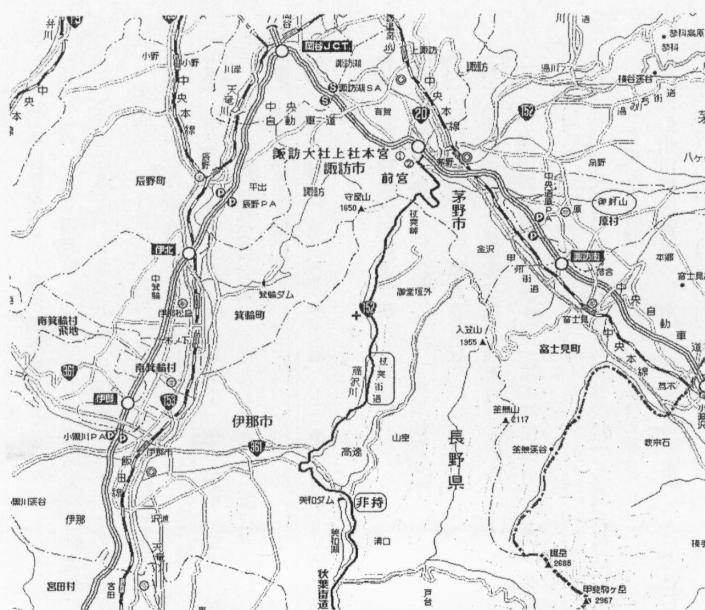
(18) 国史大系『吾妻鏡』。

- (19) 日本歴史地名大系二〇「長野県の地名」「黒河内」など。
- (20) 注(19)、「長谷村誌」第三巻、「高遠町誌」上巻など。
- (21) 「新編信濃史料叢書」第二巻所収。
- (22) 「諏訪史」第二巻前編「附録」。
- (23) 「群書類從」第一九輯所収。
- (24) 古典文庫第四五〇冊「塵荊抄」。
- (25) 「続群書類從」第十九輯中所収。
- (26) 「続群書類從」第十三輯下所収。
- (27) 西園寺家の鷹書と諏訪の鷹術との関係については、拙稿「中世公家社会における鷹術伝承の成立——立命館大学西園寺文庫蔵『西園寺家鷹口伝』所載の鷹説話群の検討から——」(『説話・伝承学』第一五号、二〇〇七年三月)で述べている。
- (28) 立命館大学図書館西園寺文庫蔵「政頼流鷹方事」の属性については、拙稿「三条西家流の政頼伝承——立命館大学図書館西園寺文庫蔵『政頼流鷹方事』をめぐって——」(『伝承文学研究』第五八号、二〇〇九年四月刊行予定)で述べている。

### 【付記】

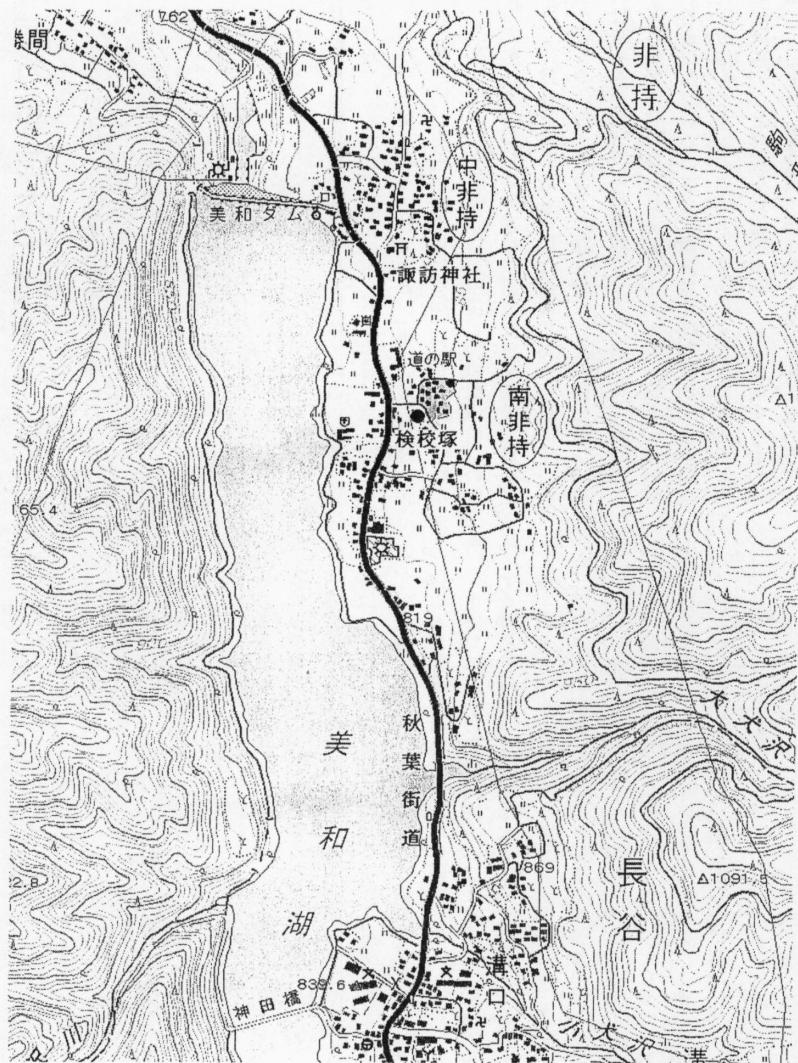
本稿は、科学研究費補助金(基盤研究C、課題番号20520189、研究代表者中本大)による研究成果の一部である。

(にほんまつ・やすこ) 立命館大学衣笠総合研究機構客員研究員



諏訪大社上社と非持を結ぶ杖突街道

↑ 至・高遠城下～杖突峠～上諏訪



【伊那市長谷非持地区】